

【令和6年第4回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和6年12月19日 総務委員長 末永 直

○「議案第199号 令和6年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

* 低所得のひとり親世帯への給付金の支給について

現在国から示されている資料には、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に関する推奨事業メニューにおいて低所得のひとり親世帯が対象となる旨の記載があるため、今後示される要綱においても対象として記載され则认为している。

* 支給のお知らせの発送に係る作業工程について

対象者を確定するための基準日決定後に、住民記録台帳と税のデータを突合し、支給要件を満たしているか確認した上で、プッシュ型の通知を行う予定である。なお、国から作業工程等の詳細が示されていないことから、詳細が明らかとなり次第、作業の準備に着手することとなる。

* 給付金の支給に係る委託先について

委託先は未定であるが、令和5年度物価高騰対策給付金の支給に係る委託の際は随意契約であったため、今回も同様の対応になる可能性が高いと認識している。

* 委託料の算定根拠について

委託料の内訳は主にコールセンターへの委託業務に係る費用であり、多数の問合せに対応可能な体制の構築に費用を要することを考慮し、算定した。なお、過去の給付金における委託料が高額であったとの指摘を踏まえ、前回の給付における委託料を精査した上で減額しており、同様の対応を想定している。

* コールセンターの体制について

過去の事例では、開始当初は15人体制であり、最終的には4人体制であったが、同様の体制となることを想定している。

* 生活保護世帯への給付における収入認定上の取扱いに関する国からの通知について

国からの通知が届いておらず、参議院において補正予算が可決した後、速やかに通知が届くものと想定している。

* 非課税世帯等への給付業務に伴って生じる職員手当の算定根拠について

非課税世帯への給付業務に伴って生じる職員手当については、令和5年度物価高騰対策給付金に関する決算額を基に算出した。こども加算分の給付業務に伴って生じる職員手当については、基準日以降に生まれた子どもの取扱い等、条件の不明な点が多く、算定が困難であるため、非課税世帯への給付と同額で計上した。

* 前回の給付における辞退者数について

辞退者数は50世帯程度と聞いている。

《意見》

* 令和５年度物価高騰対策給付金に関する支給対象者の年齢構成は６０歳以上に偏っており、現役世代に多くの不満の声がある。また、地方自治体の事務負担も過大である状況を踏まえ、給付金の支給の効果について様々な角度から検証してほしい。

* 令和５年度物価高騰対策給付金の給付における辞退者数が支給対象者中５０世帯程度と比較的少数であったことを踏まえ、辞退の熟慮期間を短縮し、早期の支給を実現してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決